

人材紹介に関する基本契約書

(以下、「甲」という)と株式会社アプリコット(以下、「乙」という)とは、甲からの依頼に基づいて、乙が甲に対して行う求職者(以下、「人材」という)の紹介に関して、以下のとおり基本契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)

甲は、甲が必要とする人材の採用のため、人材の紹介を乙に依頼し、乙はこれを承諾するものとする。

第2条(人材紹介の依頼)

甲は、本契約の有効期間中、乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件(以下、称して「求人条件」という)ごとに、求人条件を明示する文書(以下、「求人票」という)を書面、又は電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼するものとする。

第3条(本件サービスの内容)

乙は、求人条件に適合可能性がある人材のうち、甲に応募する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して乙が適切と判断した人材を、甲に対して紹介する(以下、「本件サービス」といい、甲に紹介した人材を「応募者」という)。但し、応募者自身の作成した履歴書、経歴書に記載された内容に関しては、乙は虚偽のないことを応募者に確認する責を負うが、内容の真偽に関しては保証しないものとする。

第4条(採用選考)

甲は、応募者を甲の責任において、書類選考、面接等を実施の上、適当と認めた場合には、自らの判断で、原則として求人条件に基づいて、応募者との間で雇用契約を締結するものとする。この際、乙は甲に対し採用選考について、適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行うものとする。

2. 甲は、前項に基づき応募者の採用を決定した場合、乙に対して、採用を決定した事実を確認する書類又はこれに代わる文書を交付することとする。
3. 甲は、応募者に関して、採用のための適性検査、身元調査、リファレンスの照会及びその他の調査を行う必要がある場合には、全て甲の責任において行うものとする。
4. 甲は、応募者の採用を行わなかった場合には、乙が第3条に基づいて甲に送付した履歴書、職務経歴書等は、甲の責任において破棄するものとする。

第5条(甲の義務)

甲は、乙が応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。

2. 甲は、応募者を不採用と判断して乙に通知した後、当該通知日から起算して6ヶ月以内に当該応募者を直接採用し、雇用契約を締結したときは、特段の事情がない限り、乙の紹介によって当該雇用契約が成立したものと推定し、甲は第8条に定めるコンサルティングフィーを乙に支払うものとする。

第6条(労働条件の確認)

甲は、第4条1項に基づき応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を甲の責任において交付するものとする。

第7条(差別的取り扱いの禁止)

甲は、第4条1項に定める採用選考の際、応募者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第8条(コンサルティングフィー)

甲は、応募者を採用した場合には、乙が行った本件サービスに対する報酬として下記の金額を乙の請求に基づき支払う(以下この報酬を「コンサルティングフィー」という)。

- ① コンサルティングフィー: 応募者の理論年収額の 35%相当額(消費税別途加算)なお、「理論年収額」とは、以下の式で計算された額を適用するものとする。

理論年収＝月次固定給×12ヶ月＋通年賞与(業績賞与を含む理論上の年間賞与)＋その他諸手当

※月次固定給以外で支給する場合の、役職手当・資格手当・家族手当・住宅手当・インセンティブ・特別手当(一時金)などその他諸手当も加算したものを理論年収とする。(深夜・休日労働手当等の割増賃金や通勤手当については含まれない。但し、割増賃金が固定で支払われる場合は月次固定給に含まれるものとする。)

※年俸制の場合は年俸額を、1年未満の有期雇用の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とする。

- ② 支払日: 応募者の入社した日に乙が請求したものとし、翌月末日限りコンサルティングフィー及びその消費税相当額を乙の指定する銀行口座に一括して振込んで支払うものとする。この際の振込手数料は甲が負担するものとする。なお、コンサルティングフィーは1円単位で計算し、小数点以下は切上げとする。

第9条(早期退職)

第1条の規定に基づき乙が紹介し、甲に採用された応募者が、本人の責めに帰すべき事由により解雇され、又は退職勧奨によることなく本人の自由かつ任意の意思によって自己都合により退職した場合には、乙は受領したコンサルティングフィーのうち、下記の内容で返金する。

- ① 返金額: 入社日から3ヶ月未満の退職の場合、コンサルティングフィーの50%に相当する金額
- ② 支払日: 応募者が甲を退職後、甲が発行する退職証明書の受領をもって、乙は速やかに本条に定めるコンサルティングフィーの返金額及びその消費税相当額を、退職月の翌々月末日限り甲の指定する銀行口座に一括して振込んで支払うものとする。この際の振込手数料は乙が負担するものとする。返金額は1円単位で計算し、小数点以下は切上げとする。

但し、その名目上もしくは、形式上の理由に関わらず、退職等が、実際には甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が、採用決定時に提示した第6条に定める労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合、又は甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

第10条(個人情報の取り扱い)

甲及び乙は、職業安定法及び厚生労働省の労働者の個人情報の保護に関するガイドライン等関連各法規を遵守するものとする。

2. 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報(以下、「個人情報」という)を、甲に対して開示・提供するものとする。但し、応募者の病歴、併願状況等の求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の個別の承諾を得ない限り、乙は甲に対して、開示・提供しないものとする。
3. 甲及び乙は、前項に基づき乙より提供された、応募者の個人情報を善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、甲の採用選考の目的の範囲で利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、甲の採用選考に直接関与する者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

第11条(応募者への開示・提供)

乙は、甲の企業情報のうち、求人票のほか甲から提供された情報や、乙が独自に収集した情報について、応募者に対して開示・提供することができるものとする。但し、甲が提供する情報のうち、甲が応募者に対して、開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではない。

第12条(報告義務)

甲が応募者と連絡する際は、応募者が甲への入社を承諾するまでは乙を通じて行うものとする。甲が乙を通さず、応募者に連絡を行うには、予め乙の了解を得た場合に限る。その際、甲と応募者の連絡事項について、甲は漏れなく速やかにこれを乙に報告する義務がある。

第13条(守秘義務)

甲及び乙は、各々本契約の履行に関連して受領し又は開示を受けた互いの採用業務に関する情報及びその他一切の情報を本契約の有効期間中のみならず、その終了後も相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩し又は使用させてはならないものとする。但し、監督官庁又は法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。

2. 個人情報を除き、前項に関わらず、以下の各号のいずれかに該当する情報であることを証明した場合には、本条の適用はないものとする。

- ① 受領時に、既に公知になっていた情報、又はその後責めに帰すべき事由によらず、公知になった情報。
- ② 受領時に、既に合法的かつ機密保持義務を負うことなく有していた情報。
- ③ 甲乙が、第三者から合法的かつ機密保持義務を負うことなく入手した情報。
- ④ 機密情報を使用することなく受領者が独自に取得したもの

3. 甲及び乙は、第1項の義務を各々の従業員及び本件サービスに関与する一切の者に遵守させるものとする。

4. 甲及び乙は、第1項の義務の履行を確保するため、互いの指示に従うものとする。

第14条(身元保証)

乙は、応募者が、甲に採用されて被用者として就業を開始した後に、当該応募者の行為によって、甲又は第三者に損害を与えた場合には、当該応募者の故意又は過失に係らず賠償の責を一切負わないものとする。

2. 甲及び乙は、甲と応募者との間で締結される雇用契約に関して、乙は人材の身元保証人としての地位にあるものではないことを確認する。

第15条(契約期間)

本契約の有効期間は締結日より1年とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙より書面による解約の申し入れのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第16条(契約の解除)

甲又は乙は、本契約に違反し、かつ相手方から相当の期間を定めて違反の是正を書面により要求されたにもかかわらず当該期間が経過しても当該違反を是正できない場合には、本契約に基づく債務の一切について期限の利益を失い、併せて相手方は本契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、他の当事者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 支払の停止又は支払不能の状態に陥ったとき
- ② 手形交換所の不渡り処分があったとき
- ③ 公租公課を滞納したとき
- ④ 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- ⑤ 破産手続、特定調停、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他法的倒産手続又は私的整理手続を申し立てたとき又は申し立てられたとき
- ⑥ 監督官庁から営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき
- ⑦ 解散、清算、事業の廃止、事業の譲渡、会社分割又は合併の決議をしたとき
- ⑧ 相手方又は第三者に対する債務の履行猶予の申出、債権者集会の招集準備又は主要資産の処分の準備その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき
- ⑨ 相手方に対する詐術、業務妨害、名誉もしくは信用の毀損その他背信行為があったとき
- ⑩ 信用に不安が生じたとき
- ⑪ 公序良俗に反する事象が生じたとき

第17条(損害賠償)

甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって誠実に本契約を履行するものとし、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合は、現実に被った直接かつ通常の損害賠償の責を負うものとする。

第18条(反社会的勢力に関わる事項)

甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- ① 自己及び自己の役員・株主・取引先等(以下、「関係者」という)が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等)でないこと。
 - ② 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
 - ③ 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、名義を利用させること、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力、又は関与しないこと。
 - ④ 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
 - ⑤ 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
2. 甲及び乙は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を相手方に提出しなければならない。
3. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、相手方に何らの催告をすることなく、本契約を解除することができる。
4. 甲及び乙が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、これに起因する相手方の損害を賠償する責を負わない。

第19条(協議事項)

本契約に規定する以外の事項及び本契約の各条項の解釈について、疑義が生じた場合には、都度甲乙両者協議の上、誠意をもってこの解決にあたるものとする。

第20条(合意管轄)

本契約または本契約に基づく個別契約に関する紛争については、乙の所在地を管轄する裁判所を持って管轄裁判所とする。

第21条(存続条項)

本契約終了後も、第4条、第5条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第17条、第19条、第20条及び本条の規定は存続するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲)

乙)